

投資家の皆様へ

2020年4月7日

maneoマーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

営業者 Crowd Lease に対する債権者破産申立ての受付終了に関するご案内

この度、投資家の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

2020年1月22日付「営業者 Crowd Lease に対する債権者破産申立てに関するご案内」にてお知らせのとおり、投資家の皆様から高井総合法律事務所の高井章光弁護士（以下、「高井弁護士」といいます。）にご依頼いただき、株式会社 Crowd Lease（以下、「CL社」といいます。）につき債権者破産申立てを行っていただくことをご案内いたしました。

この度、2020年4月2日付「営業者 Crowd Lease に対する破産手続き開始決定のお知らせ」にてお知らせのとおり、裁判所は、CL社およびその子会社である株式会社 Crowd Capital、株式会社 Crowd Fund の3社の自己破産の申立てを受理し、2020年4月1日、破産手続き開始決定を言い渡しました。

高井弁護士は、一部の投資家の方から委任を受けて、CL社に対して破産手続き開始決定がなされることを目的として、債権者破産申立てを行っておりました。そうしたところ、上記のとおり、CL社につき東京地方裁判所により破産手続き開始決定がなされ、目的を達成することができました。

以上の経過によって、CL社に対する債権者破産申立ての受付が終了したことをお知らせいたします。

以上